

河合町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町規則第8号

河合町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

河合町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年12月河合町規則19号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,530円」を「104,950円」に、「56,720円」を「57,030円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,270円」を「52,480円」に、「28,360円」を「28,520円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。